

議案第 23 号

天理市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例の制定について

天理市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例を次のように制定しようとする。

平成18年 3 月 9 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市障害程度区分判定審査会の委員の定数等を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第15条の規定により設置する天理市障害程度区分判定審査会（以下「審査会」という。）の委員の定数その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第 2 条 審査会の委員の定数は、10人以内とする。

(委任)

第 3 条 法令及びこの条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

(天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

2 天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和36年 1 月天理市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中第47号を第48号とし、第35号から第46号までを 1 号ずつ繰り下げ、第34号の次に次の 1 号を加える。

35	障害程度区分判定審査会の委員	日額	12,000円	助役の旅費相当額
----	----------------	----	---------	----------

